

# 裁決書

平成29年審査請求第2号について、次のとおり裁決する。

## 主文

本件審査請求を棄却する。

## 事案の概要

- 1 平成28年11月30日、審査請求人は、処分庁に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込み（以下「本件申込み」という。）を行った。
- 2 平成29年1月25日、処分庁は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）において平成29年4月入所児童の審査を行った。
- 3 平成29年2月10日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 平成29年2月20日、審査請求人は、和光市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の子に係る特定教育・保育施設等への入所について利用調整を行った結果、希望する施設等への入所に至らなかったことが不服であり、本件処分は保育を受ける権利を侵害するものであるため違憲であり、また本件処分に係る具体的理由が不明瞭である等の理由により違法である。

### 2 処分庁の主張

保育の必要性の認定に係る審査手続は、「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に基づいて行っており、当該審査手続を経てなされた本件処分は適法である。

## 理由

### 1 本件処分の経緯及び違法性又は不当性についての検討

処分庁が主張する経緯について争いがないものとして違法性又は不当性について検討する。

#### (1) 保育の必要性の認定に係る審査及び判定の手続について

保育の必要性の認定に係る審査及び判定の手続は、和光市保育の必要性の認定に関する条例第6条に基づいて行われる。具体的には、保護者からの申請を受け、市

長の一次判定として、保育を必要とする事由の確認を条例に定める基準により数値的に判定するほか、必要な調査等を行う。その後、和光市子ども・子育て支援会議の支給認定審査部会により、二次審査として、児童の置かれている状況や環境等に応じて保育の必要性を総合的に勘案し、優先保育、利用調整等について合議により審査及び判定を行い、その結果を市長に通知し、市長が処分庁として保育の必要性を認定している。

本件処分の保育の必要性の認定に係る審査及び判定の手続は、同条の規定に基づき適正に行われており、何ら違法又は不当な点は存在しない。

## (2) 本件処分の理由について

処分庁が主張する本件処分の理由は、次のとおりである。

ア 審査請求人の妻の就業時間が、1日 [ ] 時間の週 [ ] 日勤務であることから、保護者2人がフルタイムで就労している家庭と比較すると保育の必要性の基準指數が低いこと。

イ 本件申込みにおいて、審査請求人は、一時保育室を利用していることから、一時保育先であるA保育園の保育室等在室証明書を提出した。市長による一次審査では、提出された証明書の内容は、優先保育の基準を満たすものであったが、一時保育室に対する実態調査により、「1月当たり12日以上の保育又は教育」という条件を満たしていないことを確認したこと。

ウ 一次審査の結果を受け、二次審査の合議では、優先保育の事由は、認め難く、希望する2施設での利用調整がかなわなかつたことから、入所することができないとの判断が示されたこと。

処分庁が主張する本件処分の理由は、和光市保育の必要性の認定に関する条例及び同条例施行規則に定める保育の必要性の基準及び優先保育の基準に基づくものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

## (3) 審査請求人が主張する法令等の違反について

審査請求人は、処分庁が次のとおり法令等に違反していると主張している。

ア 申込児童についていかなる具体的理由で入所不承諾となつたのか明らかでない。この点、本件処分に係る通知書には、抽象的な理由の記載しかない。また、優先保育の基準18番において、一次申込み時に一時保育室で所定の日数の保育を受けており、保育室等在室証明書を提出している。産前産後休暇において「4月1日時点で一時保育室を利用していないと審査対象から外れる」という記載が無いにもかかわらず、今回は、反映されていない。（行政手続法第8条違反）

イ 妊娠・出産の認定が下りており送迎できる保育施設が自宅から徒歩圏内で限られる実情を把握せず、情報の提供・支援も行われていない。（児童福祉法10条違反）

ウ 児童福祉法第24条第3項にいう「やむを得ない事由」がないのに、不承諾としている。（児童福祉法24条第1項本文違反）

エ 申込児童は、「保育に欠ける」児童であるのに入所不承諾となると、保育を受ける権利を侵害され、入所承諾された児童との間で不平等が生じる。また、審査請求人らも保育所を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなどして困窮する。（日本国憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第24条第1項本文違反）

オ 保育士として、児童の健やかな育成に関する活動を行っている者の支援が行われていない。（児童福祉法第17条第3項違反）

審査請求人の上記の主張に対し、処分庁は、平成29年3月13日付け弁明書において、要旨、以下のとおり述べている。

行政手続法第8条については、最高裁の判例により、提示すべき理由の程度は「申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要。」とされており、処分庁が、利用調整の結果を申請者に通知するに当たり、その理由について、「希望施設（事業）の受入人数の充足」として示したことは、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであり、行政手続法第8条に違反しない。

児童福祉法第10条については、同条の規定は、法律の施行に関する市町村の責務を示したものであり、個別の事情への対応を定めたものではないが、処分庁は、教育・保育給付支給認定（変更）申請や、特定教育・保育施設等への申込みを受け付ける際には、申請者の個別事情等を聞き取り、優先保育の該当事由を証明する書類の提出を求めるなど、児童及びその保護者の実情の把握に努めており、また、保育所等の入所については、案内冊子を利用者に配布するなど必要な情報の提供を行っていることから、児童福祉法第10条には違反しない。

上記ウの主張は、平成24年法律第67号による改正前の児童福祉法第24条第1項及び第3項に基づくものと推測するが、改正前の同条の規定は個別の事案への対応を定めるものではないことから、児童福祉法の趣旨に違反しない。

上記エの主張については、本件処分に係る保育の必要性の認定及び利用調整の手続は、和光市保育の必要性の認定に関する条例に定める手続に基づき適正に実施されており、条例は、市議会の議決により成立し、憲法及び法律の趣旨に反する条例は制定することができないことから、一連の手続きは、憲法及び児童福祉法に違反するものではなく、審査請求人の主張には理由が無い。

上記オの主張については、児童福祉法第17条第1項第3号の規定に基づくものと推測するが、この規定は、児童委員の職務を定める規定であることから、審査請求人の主張には理由が無い。

本件処分に係る違法性及び不当性について、上記の処分庁の主張は妥当であると判

断できる。また、審査請求人が主張する処分庁の児童福祉法第24条第1項違反については、同条第2項は、子ども・子育て支援法で創設された地域型保育給付等を前提に、市町村に地域の実情に応じて保育所以外の手段で保育を提供する体制の確保義務があることを明記し、さらに同条第3項は、いわゆる待機児童の発生等を想定し、これらの利用調整を行う規定を置いていることから、同法は、市町村が、定員を上回る需要がある場合に調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じるという事態を想定しているものと解されるから、処分庁において、保育所の定員を上回る需要があることを理由に、審査請求人の希望する特定教育・保育施設等への入所に至らないとする本件処分を行ったとしても、そのこと自体をもって、同法第24条第1項に規定する保育所における保育の実施義務に違反したということはできない。なお、処分庁の弁明書の提出を受けて、審査請求人からの反論書の提出はなかった。

以上のとおり、本件処分に係る手続きについては、審査請求人が主張する法令違反の事実は認められない。

## 2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年7月7日

審査庁 和光市長 松本 武洋

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。